

平成 19 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 水 秀 雄
社 長
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 宮 原 務
兼 総 務 部 長
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 1 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、また、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役、社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更定款案第 28 条、変更定款案第 37 条として新設するものであります。

なお、変更定款案第 28 条を新設する議案の提出につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役の予選の効力を、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとするため、変更定款案第 31 条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 1 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 1 月 25 日 (金)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第27条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第30条～第34条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第27条（現行どおり）</p> <p>（<u>取締役の責任免除</u>）</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第30条（現行どおり）</p> <p>（<u>補欠監査役の予選の効力</u>）</p> <p><u>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第32条～第36条（現行どおり）</p> <p>（<u>監査役の責任免除</u>）</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>（以下の条数を繰り下げる）</p>

以上